

設 計 図 書 質 疑 応 答 書

1. 告示等 令和7年8月19日 石岡市告示第702号

2. 件 名 石岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託

	質問事項	回答
1	仕様書2ページ 9 工程管理について、「業務の進捗状況を毎月発注者に報告するものとする。また、必要に応じて打合せ要旨を提出すること。」とありますが、打ち合わせ要旨は任意様式でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
2	仕様書5ページ(2)基礎的な地域データ及び資料の整理・分析 (ii)施策動向② 法令、例規等の情報収集及び市の例規改正についての助言とありますが、例えば、石岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、石岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例などの本業務に関する貴市の例規改正についての助言を行うなどの認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
3	仕様書6ページ(7)計画案の校正について、。校正は、法制を担当する専門の校正員が行い、本市の計画を担当する主任研究員及び研究員とは異なる者が実施すること。とありますが、任意様式の校正完了届などの提出は必要でしょうか。	必要です。
4	仕様書6ページ(10)介護・高齢者福祉施策に係る先進事例の提供について、受託者が提出した資料について、追加で内容等に関する照会があった場合は、受託者は応じるという認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
5	仕様書6ページ(11)法律や制度などの動向に関する情報提供について、介護保険運営協議会でも照会があった場合は、受託者はその場で対応するという認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
6	仕様書6ページ(12)法令改正による情報提供について、市役所で直接、説明等を行い、疑義があればその場で回答する認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。